



平成 17 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ジャストシステム
代 表 者 名 代表取締役社長 浮川 和 宣
(JASDAQ コード番号 4 6 8 6)
問 い 合 わ せ 先 取締役経営企画室長兼広報 IR 室長
鍋 田 毅
T E L 0 3 - 5 4 1 2 - 3 9 0 0 (代)

(続報)「一太郎」「花子」の販売差止請求控訴事件の判決に 関するお知らせ

平成 17 年 9 月 30 日、知的財産高等裁判所において、松下電器産業株式会社が株式会社ジャストシステムの日本語ワードプロセッサ「一太郎」と、統合グラフィックソフト「花子」において、松下電器産業株式会社の特許権を侵害する部分があるとして販売差し止めなどを求めた訴訟（平成 16 年（ワ）第 16732 号特許権侵害差止請求事件）に対する東京地方裁判所の判決を不服として、当社側から控訴した控訴審（平成 17 年（ネ）第 10040 号 特許権侵害差止請求控訴事件）について、以下の当社勝訴の判決が下されました。

<判決の内容>

1. 原判決を取り消す
2. 被控訴人の請求をいずれも棄却する
3. 訴訟費用は、第 1，2 審とも被控訴人の負担とする

本件は、本年 4 月新設の知的財産高等裁判所において、大合議制の指定を受けた初めての事件ですが、当社は当該ソフトウェアが採用しているヘルプモードデザインは、松下電器産業株式会社が主張する特許侵害には当たらないと、裁判において主張しておりました。

今回の知的財産高等裁判所の大合議判決は、当社の主張を認めた妥当なものであると同時に、ソフトウェアに関連する特許権の行使に対し、一定の歯止めをかけた点で評価できるものと考えております。また、お客様は、今後も問題なく「一太郎」「花子」を利用、購入することができます。

ご参考

<経緯>

2004年8月5日	松下電器産業株式会社、東京地方裁判所へ提訴
2005年2月1日	東京地方裁判所 判決
2005年2月8日	株式会社ジャストシステム、東京高等裁判所へ控訴
2005年5月9日	知的財産高等裁判所で初の大合議案件に
2005年7月15日	知的財産高等裁判所 大合議結審
2005年9月30日	知的財産高等裁判所 判決

松下電器産業株式会社は、「一太郎」「花子」において用いられている「ヘルプ」ボタンをマウスでクリックした直後、さらに「ボタン」等をクリックすると、「ボタン」等の機能説明が表示されるという点に関して、当社が松下電器産業株式会社所有の特許を侵害していると主張しております。

当社は上記特許を侵害している事実はないと考えておりますが、東京地方裁判所では松下電器産業株式会社の主張が認められました。当社がそれを不服とし東京高等裁判所に控訴しましたところ、本年4月新設の知的財産高等裁判所に移行し、大合議制の指定を受けました。

以 上